

小規模事業者融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内の小規模事業者の経営に必要な運転資金及び設備の設置に必要な資金の融資を促進することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者及び融資条件等)

第3条 この資金の融資対象者及び融資条件等は、次のとおりとする。

融資対象者	従業員の数が20人（商業、サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）にあっては10人）以下の事業者 (ただし、この制度に係る保証と既保証との保証合計残高が8,000万円以下の者)																				
資金の使途	運転資金及び設備資金及び借換資金（本資金の運転資金又は設備資金の借入れに併せて本資金を借り換える場合に限る。）																				
融資限度額	3,000万円																				
融資期間	運転資金 7年以内（据置1年以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置1年以内を含む。）																				
融資利率	通常利率：年1.76パーセント（変動金利） 特別利率：年1.50パーセント（変動金利） ※特別利率の適用は、次のいずれかに該当する場合に限る。 ア 最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比べ5パーセント以上減少している場合 イ 直近決算期において輸出入取引又は輸出入関連企業（輸出入取引を行っている製造業等をいう。以下同じ。）との取引が売上高の20パーセント以上を占める者が、次のいずれかに該当する場合 (ア) 最近1か月間に決済をした輸出入取引において、売買契約締結当時の為替相場に基づく円建売上及び仕入額見込みと円建売上及び仕入決済額を比べ5パーセント以上の損失を受けている場合 (イ) 最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量又は受注金額（以下「受注数量等」という。）が、前年同期に比べ5パーセント以上減少している場合 (ウ) 最近1か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同月に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の受注数量等が前年同期に比べ5パーセント以上の減少が見込まれる場合																				
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																				
保証料率	下表のとおりとする。 (単位：%) <table border="1"><thead><tr><th>料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr></thead><tbody><tr><td>保証料率</td><td>0.48</td><td>0.43</td><td>0.38</td><td>0.33</td><td>0.27</td><td>0.22</td><td>0.18</td><td>0.13</td><td>0.11</td></tr></tbody></table> ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.15%とする。	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.48	0.43	0.38	0.33	0.27	0.22	0.18	0.13	0.11
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	0.48	0.43	0.38	0.33	0.27	0.22	0.18	0.13	0.11												
担保	無担保																				
保証人	保証協会の定めるところによる。																				
償還方法	割賦均等償還																				

(融資の申込み)

第4条 この資金の融資を受けようとする者は、小規模事業者融資申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

なお、特別利率の適用を受けようとする者は、商工労働部長が別に定める特別利率適用確認書（以下「確認書」という。）を申込書に添付するものとする。

- 2 申込書及び確認書（以下「申込書等」という。）の提出を受けた商工団体は、申込書等の内容を精査するとともに、特別利率適用要件の適否を確認した後、申込書等を保証協会に送付するものとする。

(融資の内定と実行)

第5条 保証協会は、申込書等を受け付けたときは、金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適當と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

- 2 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

(資金措置)

第6条 この資金を運用するため、県は基本要綱第4条の規定に基づく補助金により、市は預託により、取扱金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。

(1) 県

ア 補助金額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額

イ 補助対象期間 年度更新とし、前条第2項の規定に基づき取扱金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「取扱金融機関の融資期間」という。）を限度とする。

(2) 市

ア 預託額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額

イ 預託利率 商工労働部長が別に定める。

ウ 預託期間 年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

(融資の実行報告)

第7条 基本要綱第8条に定める報告先は、県及び市とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月31日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成21年2月18日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成21年7月1日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年6月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年9月3日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成22年12月8日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成 23 年 1 月 21 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附 則

1 この改正は、平成 23 年 3 月 25 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

2 前項後段の規定に関わらず、改正前要綱の第 3 条「融資利率」の特別利率の適用に係るアカラクについては、平成 23 年 3 月 31 日までに申込みのあった貸付については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 23 年 5 月 30 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附 則

この改正は、平成 23 年 8 月 24 日から施行し、改正後の小規模事業者融資制度要綱の規定は同年 9 月 1 日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附 則

この改正は、平成 23 年 9 月 21 日から施行し、改正後の小規模事業者融資制度要綱の規定は、同年 10 月 3 日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附 則

この改正は、平成 23 年 12 月 16 日から施行し、改正後の小規模事業者融資制度要綱の規定は、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、改正後の小規模事業者融資制度要綱の規定は、同日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年 8 月 1 日から施行し、令和元年 8 月 1 日以降の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

小規模事業者融資申込書

年 月 日

鳥取県知事 ○○○○ 様

(申込者)
 所在地
 電話番号
 企業名
 代表者名

小規模事業者融資制度要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 申請企業の概要等

資本金(元入金)	千円	従業員数	人			
業種	※具体的に記載してください					
最近2年間の事業実績	(単位:千円)					
	期 間	売上高	減価償却費	税引後利益		
	年月～年月					
	年月～年月					

2 借入申込み

借入希望額	千円 (うち運転)		千円・設備		千円)			
資金使途明細	設備	明細(名称・形式等)	数量	金額	着手予定日	完了予定日		
運転	(利用目的)							
	借換	当初借入年月日	金融機関名		現在残高			
借入金融機関	銀行・金庫			支店				
借入期間	年(うち据置 年)							

3 資金調達計画

資金調達内訳	金額	借入先・借入条件等
本資金	千円	
借入金	千円	
自己資金	千円	
合計	千円	

【添付書類】

- 1 納税証明書(県税及び市税)
- 2 見積書等金額の根拠となるものの写し
- 3 最近2年間の決算書

(別記様式)

特 別 利 率 適 用 確 認 書
(売 上 高 等)

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

(借入申込者)

所 在 地

電 話 番 号

企 業 名

代 表 者

○売上高等

該当する項目に○を付けてください。

[1. 売上高 2. 販売数量 3. 完成工事高 4. 受注残高]

時 期	当 該 年 (a)	前 年 (b)	減 少 率 [{1-(a/b)} ×100]
年 月	千円	千円	
年 月	千円	千円	
年 月	千円	千円	
合 計	千円	千円	適用要件 % ≥ 5 %

※建設業を営む者にあっては、「完成工事高」又は「受注残高」を記載してください。

中小企業小口融資実施要領第4条、経営安定支援借換資金制度要綱第4条及び小規模事業者融資制度要綱第3条に規定する特別利率の対象要件に合致することを確認しました。

受付団体名

職・氏名

電話番号

(別記様式)

特 別 利 率 適 用 確 認 書
(為替変動対応)

年 月 日

鳥取県知事様

(借入申込者)
所在地
電話番号
企業名
代表者

次の2から4までについては、要件に該当するもののみ記載してください。

1 直近決算期における輸出入取引又は輸出入関連企業との取引の割合

直近決算期における 売上高 (A)	直近決算期における 輸出入等取引額 (B)	取引の割合 (B/A×100)
円	円	%

注) 取引の割合は、20%以上となっていること。

2 最近1か月に決済をした輸出入取引における損失の状況

(単位:千円)

契約日	売買契約額	売買契約締結当時為替レート	円建売上・仕入額見込み(A)	決済日	決済時為替レート	円建売上・仕入決済額(B)	減少率 [(1-B/A)×100]
合計							

注1) 売買契約額は、売買契約書に記載された通貨(例:ドル、ユーロ等)で記載すること。

注2) 売買契約締結当時為替レートは、売買契約上の為替レート、為替予約の為替レート

又は契約日の為替レートを記載すること。

注3) 減少率は、5%以上となっていること。

3 最近3か月の輸出入関連企業からの受注の状況

時期	当該年(A)	前年(B)	減少率 [(1-A/B)×100]
年月			
年月			
年月			
合計			%

注1) 受注数量・受注金額の内容に応じて単位を記載すること。(例:個、トン、千円等)

注2) 減少率は、5%以上となっていること。

4 最近1か月の輸出入関連企業からの受注の状況とその後2か月の見込み

区分	時期	当該年(A)	前年(B)	減少率 [(1-A/B)×100]
最近1か月	年月			
その後 2か月 見込み	年月			
	年月			
3か月	合計			%

注1) 受注数量・受注金額の内容に応じて単位を記載すること。(例:個、トン、千円 等)

注2) 減少率は、5%以上となっていること。

中小企業小口融資実施要領第4条、経営安定支援借換資金制度要綱第4条及び小規模事業者融資制度要綱第3条に規定する特別利率の対象要件に合致することを確認しました。

受付団体名

職・氏名

電話番号